

山田町から転出された方の税証明書の申請について

- ▶ **転出された方の税証明書(※)は、原則、ご本人様しか申請することができません。**
- ▶ **ご本人様以外の方が申請する場合は、ご家族の方でも委任状が必要となります。**

(※)税証明書…「所得証明書」「課税証明書」「扶養証明書」「納税証明書」等の個人の所得額や課税額に関する証明書を指します。

税証明書の申請方法

- ① ご本人様が**本人確認書類**(マイナンバーカードや保険証または運転免許証等。以下同じ。)を持参し、窓口で申請する。
- ② 代理の方が、**委任状**・**代理人の本人確認書類**を持参し窓口で申請する。
- ③ 郵便で申請する。(申請に必要なものについては下記をご覧ください)

～ 委任状の要否について ～

町内にお住まいの方であれば世帯構成等を町の住民基本台帳で確認をすることができますが、町外に転出された方の場合は、その確認を行うことができません。

このため、町内にお住まいだったときは同じ世帯のご家族の税証明書を委任状なしで申請することができましたが、転出後については、転出前と異なりご家族の税証明書を申請する場合でも委任状が必要となります。

なお、委任状の様式は、裏面(「税証明交付申請書」)の下部をご利用下さい。(空欄の無いようにご記入ください)

郵便による申請について

1、送付していただくもの

- ① **税証明交付申請書(この用紙の裏面)** ★日中繋がる電話番号を必ずご記入ください！
 - ・住所欄には申請日時点の住所(転出先)と、山田町にお住まいだった際のご住所(転出元)の両方のご住所をご記入ください。
 - ・ご本人様の税証明書とご家族の方の税証明書を同時に取り寄せる場合は**委任状**が必要です。
- ② **定額小為替証書**
 - ・販売窓口は郵便局です。
 - ・税証明書の発行手数料分の定額小為替証書をご購入の上ご同封ください。

| |
|--------------------------------------|
| 【発行手数料】所得証明書・課税証明書・扶養証明書 … 1通につき300円 |
| 納税証明書 … 1税目・1年度毎に300円 |
- ③ **本人確認書類**
 - ・申請する方の運転免許証または保険証等のコピーです。
- ④ **返送用封筒**
 - ・税証明書の送付先の住所(転出先住所)・宛名を記入し、切手を貼ったものです。

2、送付先 ★上記1の①～④を1つの封筒に入れ下記へお送りください。

〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
山田町役場 税務課 宛

3、お問い合わせ先 TEL: 0193-82-3111(内線111)

ご不明な点は些細なことでも結構ですので、是非お問い合わせください。